

昭和33年6月9日



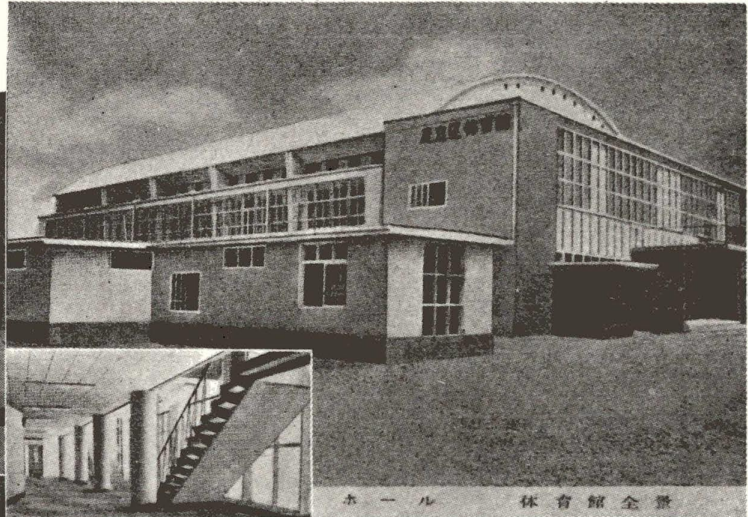
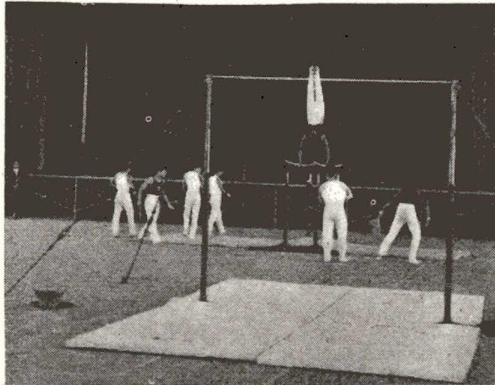
第105号

区政のお知らせ

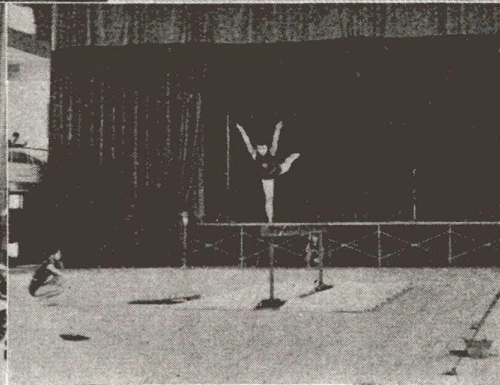
足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
長谷川 久 勇
編集
総務課総務係
電話83代表 { 0151
3111

足立区千住2の55
株式 巧文社(織田)
会社 電話 88 1165、1166



ホー ル 体育館 全 景



写真説明
左上と右下は模範体操
左下落成記念式

待望の体育館完成

五月五日に落成式を挙行

堤南の産業振興館と並んで最近集団住宅の建設など目立って人口の増加している堤北に待望の足立区体育館が完成しました。

これにより区民、青少年の体育振興に大きな役割を果たすものとして各方面から期待が寄せられています。

落成式は五月晴れの五日約六百名の関係者を招いて盛大に挙行され、次いでオリンピック大会に優勝した小野選手一行の模範体操があり数々の妙技を披露し記念式典を終りました。

その後六日から九日までの四日間は区内の小、高校生徒と体育館建設に協力いただいた方々を招き剣道、柔道、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、体操等の多彩な催しを行ない盛況のうちに記念行事の幕を閉じました。

ここに体育館の規模、施設を紹介すると、総工費四千四百六十二万九千六百円で鉄骨鉄筋コンクリート外壁モルタル、リシガン吹付の外容で敷地千三百四十七坪、建坪四百二十九坪、建築延面積は二階観覧席を含めて五百六十五坪、収容人員千八百名となっています。

諸施設としては、バスケット、バレーコート各一面、バドミントン四面のほか機械体操、移動ステーションの設備をもち、体育器具、照明装置にも十分な配慮がなされています。この体育館は近いうちに一般の皆様にご利用していただくよう今準備しております。みんなの体育館としますます発展をとげるよう今後ともよろしく願います。

なお体育館の電話は88六〇一三です。

第一回区議会臨時会

○：選挙管理委員の選挙

○：自転車荷車税の廃止

○：軽自動車税の新設を議決

四月三十日開かれた第一回足立区議会臨時会で足立区特別区税条例の一部改正についての審議と選挙管理委員の選挙が行なわれました。

区税条例改正案は原案どおり可決され、又選挙管理委員の選挙は地方自治法の一部改正によつて従来の三名から四名に増員になつたための選挙で、その結果新選挙管理委員には川名徳治郎氏が選ばれました。

なお今回改正になつた区税条例のおもな点は次のとおりです。

○自転車荷車税と木材引取税が廃止され特別区軽自動車税が新設されました。

この特別区軽自動車税は従来自転車荷車税に含まれていた原動機付自転車に対する税で税率は従来と変わりません。

結局原動機付自転車以外の自転車、荷車、リヤカー等には課税されないことになつたわけです。

この条例の改正により旧標識は期日を定めて新しい標識

に取替へることになつており新標識の交付のときは「原動機付自転車標識交付証明書」を発行し、原動機付自転車を使用するときは常に携帯し、区の徴税吏員の請求があつたときは呈示することになつています。

また新たに原動機付自転車を所有することとなつたときは十五日以内に、売却又は譲渡等により廃車するときは三十日以内に届出なければなりません。

なお今回の改正によつて過去に取りつけた自転車、荷車等の標識はそのままに区に返還する必要はないことになつています。

お問い合わせは区役所税務課 883-111、梅島支所税務課 883-168にお尋ね下さい。

区民相談を

ご利用下さい

○法律のご相談	毎月第3木曜日	午後1時～4時
○税金	毎週木曜日	
○商工	〃	
○保護	〃	

(但し第3木曜日を除く)

○一般のご相談毎日午前9.00～午後5.00

場所 足立区産業振興館

挙式千組をこす

盛況の振興館結婚式場

開館以来利用者が増加している産業振興館の結婚式場は去る四月二十四日遂に千組に達しました。

千組目にあつた新郎新婦には区長から祝辞と記念品が贈呈され二重の喜びを味わいました。

館が結婚式の受付を始めたのは昭和三十年四月の開館と同時に最初期式が四月四日に行なわれ以来三十年度には一六九組、三十一年度二八六組三十二年度四八三組と増加し(五月二十日現在)一〇七〇組に達しています。

この増加の傾向は第一に神前結婚式場が設備されたこと(昭和三十一年十月から)式が厳しくで経費が実質的なこと、館の存在が世間に知られてきたこと、式に使用した三

十周年を迎えた “檢察審査会制度”

一口にいえば、国家の主権者である国民の意志を、検察庁に反映する制度です。

例えば皆さんが詐欺や窃盗、脅迫などの刑事事件で被害を受けたとき、犯人を警察や検察庁に訴えます。しかし、犯人を裁判にまわすかどうかは検事の判断にまかされていま

すので犯人の全部が裁判にまわるとは限らず、不起訴処分(裁判にかけない処分)となつて許されることがあります。これでは被害者である皆さんは検事の処分不満であり、納得できないことになるでしょう。

檢察審査会はこのように時に

告訴、告発をした人からの審査の申立や、あるいは職権によつて、検事のした不起訴処分が正しいか否かを審査するところへです。

また検察庁の仕事について改善するべきところがあれば改善するように勧告もします。

これが檢察審査会の仕事です

が、この仕事をする人を、檢察審査員といい、この檢察審査員には衆議院議員の選挙権をもつ人々の中から学歴、職業、年齢、男女の別なく、毎年「くじ」で選出されます。この制度ができてから現在まで、足立区では男二十一人、女二〇人(任期は六ヶ月)の方が檢察審査員に選ばれていま

動く都民相談

区内六ヶ所所て実施

東京都公聴部のこだま号が足立区にきて皆さんからの希望、ご不満などについて区内六ヶ所でご相談に応じます。

この相談は都、区政のほか専門の弁護士も同乗して法律のご相談にも応じます。

ご相談は一切無料です。日時場所は次のようになつていま

6月9.11.13日

◇六月九日午後一時～二時 千住桜木町母子住宅前、午後三時～四時第四出張所横

◇六月十一日午後一時～二時 梅島支所前、午後三時～四時 宮城公園前

◇六月十三日午後一時～二時 五反野南町移動図書館駐車場前、午後三時～四時北三谷自治親和会長宅前

つ重ねの盃の記念品に区長の祝辞を添えて贈ることなどが好評をえているようです。

挙式者の大多数は勿論新郎新婦の何れかが足立区の在住者ですが、両者とも足立区以外のものでは現在葛飾区三六組荒川区二四組、墨田区一三組台東区と埼玉県(草加、谷塚方面)が各一〇組、江戸川区四組、北区、千葉県(松戸、柏方面)各三組その他一三組計一六組で全体の一割強にあつています。

新郎新婦の数二千四百四十名これに参加した親族、知友等を一組二十名平均として二万数千人の人々の若い二人の人生の門出を祝福する歓びの集いが今日もまた明日も明るく続いてゆくわけです。

区で町会等に

補助金を交付

毎年行なわれている「かとはえをなくす運動」そして最近特に大きくとり上げられて問題となつてい

る青少年の不良化防止運動は地域団体である町会等の自主的な推進によらなければ大きな効果を挙げることができません。

そこで区では本年度予算に二百万円を上して各町会自治会等に補助金を交付して自主的運営を促すことになりました。

運動 青少年の不良防止 かとはいえなくす

この補助金は……

① かとはいえのない健康的な住みよい足立区をつくるためのどぶやみぞの清掃や

② 地区での青少年不良化防止のための町会の創意と責任にもとづく事業の経費の一部として支給されます

補助金は既に各出張所を通じて各町会、自治会等に交付いたしましたので大きな効果を挙げることができま

す。かとはえはこうして撲滅しましょう

「かやはえ」の駆除は常日頃どこでも見つけ次第殺すことや、発生場所をなくす断続的な努力が大切ですが、ちょうど今頃行なうことが最も効果的です。

駆除には……

「かやはえ」のすんでいる場所をつきとめて薬剤を撒布するほか、発生の場所となる便所の汲取口に金網をはるとかごみ容器に蓋をしたり、水たまりをつくらぬようにしてふやさないようにすることが大切です。

みんなで協力して一斉に……「かやはえ」の飛べる距離は大体一五〇〇米から二〇〇〇米位、家屋の密集している地

域では二〇〇米位と云われています。

それで各戸がばらばらに実施しては効果は期待できませんので、一斉組織的な活動が大切です。

いまは退治の好期です。この期をのがさず一致協力して「かやはえ」をなくしましょう。

第二次自衛官募集

6月16日から受付

本年度第二回目の自衛官募集が始まります。

募集人員、応募資格は次のとおりです。

○募集人員

陸 約七千五百名

海 約四百名

空 約五百名

○応募資格

年令満十八才以上二十五才未満の中学卒業程度の学力ある者

○受付

印鑑と万年筆持参の上近くの出張所又は区役所総務課にお出でになれば簡単に終了します。

○期間

六月十六日から七月二十一日まで

投票率七割二分五厘で戦後最高

五月二十二日の衆議院議員選

挙と最高裁々判官の国民審査の投票は折からの好天に朝から出足好調で、前回の投票率六割六分八厘を大きく上回る七割二分五厘（東京都平均六割九分七厘）の好成績でした。これは戦後の衆議院議員選挙の中で最高のものでし

区は二十三区中第四位の好成績でした。男女別では男七割五分五厘で前回より四分二厘高く、女六割九分四厘で前回より七分三厘も高くなつており婦人層の選挙に対する関心が高まつてきたことがうかがわれます。

としよりに敬老金が

支給されます

東京都では、としよりに毎年敬老金（二、〇〇〇円）を贈呈することになりました。

支給の対象になる方は次の要領でお申し出下さい。

◎敬老金を支給される方
一、一月一日現在で75才以上の方（本年の場合明治十六年一月一日以前に生れた人）

◎敬老金を支給される方
二、一月一日現在で都内に引き続き三年以上住んでおり、住民票に記載されている人（本年の場合昭和三十年一月一日以前に都民となつた方）

◎申出の受付
毎年四月一日から六月三十

日まで、足立福祉事務所又は近くの出張所に敬老金を支給される方の印鑑を持参してお出下さい。

申出の用紙は福祉事務所又は区役所出張所に用意してあります。

◎敬老金の支給日

毎年九月十五日以降に支給します。

但し次の場合は敬老金は支給されませんからご注意下さい。

一、申出がなかった場合

二、申出をしたが辞退した場合

三、九月十四日以前に死亡又は都外に転出した場合

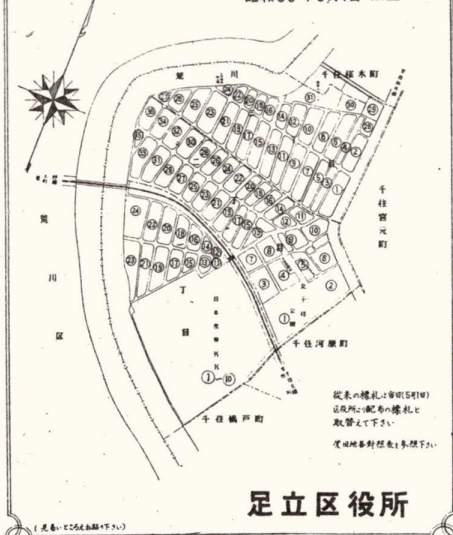
詳しいこと又はお問い合わせは足立福祉事務所（五九四八）近くの区役所出張所、民生委員におたずね下さい。

千住緑町の地番がかわりました

五月一日から千住緑町の地番が一丁目から三丁目にわかれ下の図のように変りました。旧千住緑町内に住んでいる方には新しい標札と新旧地番対照表などをお配りしましたので新しい標札と取替えて下さい。この地番変更についてのお問い合わせは近くの出張所又は梅島支所庶務課地番整理係（三六八）にお問い合わせ下さい。

足立区千住緑町新地番図

昭和33年5月1日 改正



足立区役所

区 政 の 話

国民健康保険のはなし

現在国民健康保険の全国実施が叫ばれ、東京都の二十三区でも実態調査をしたりして準備を進めています。

そこで今回と次号にわたり国民健康保険についていろいろと話を進めていきたいと思います。

**保険により病気になるた
ら共同の資金で充分な治
療をうけることができる**

私達の生活をおびやかす一番大きな原因が病気であることは誰でもよく知っていることです。

自分の力で生活をする事ができなくなつた貧しい人々に對しては国が生活保護をすることに努めています。が、この生活保護を受けるようになる原因のうち六割以上は病気といわれています。

家族のうち誰かが病気にかかるといふことはそれだけで随分と不幸なことですが、特に戦後医学の進歩は著しくそれにつれて医療費もかさむようになりひいては家計を圧迫し生活を混乱させることになり

ます。

ことに働き手が病気になつたら収入の道が途絶え、生活はますます苦しくなつてしま

います。

まして、苦しくなつてしま

います。

そして残念なことに誰一人として自分は絶対に病気や怪我をしないと言ひ切ることはできません。

お互に病気にならないよう健康に注意することはもちろん大切なことですが、いづつどんな大病にかかっても治療費の支払いに困らないほどの準備ができる人は多くはありません。

そこで社会を形作つてい

る一人一人の国民が病気といふ共通の災厄にそなえるためふだんから資力に応じて一定のお金を出して共同の資金をつくり、一旦病気になつたときはこの共通の資金で充分な治療がうけられるようにするのが疾病保険なのです。

**国民健康保険の
対象となる人々**

わが国の疾病保険としては、労働者やサラリーマンのため

の健康保険が昭和のはじめにつくられました。が、その後船員のための船員保険、国家公務員等のための共済組合、日

雇労働者のための日雇労働者健康保険がつくられました。

これ等は被用者保険といわれ

ているが、被用者以外の一般国民、農民、漁民、商人などを対象として昭和十三年に

生まれたのが国民健康保険制度です。

国民健康保険制度の うつりかわり

国民健康保険制度ができた当時(昭和十三年)の目的は不景気にあえいでいる農山漁村の住民の医療保障を実現し、生活を安定させることでした。そのころの制度は市町村単位の任意設立の組合組織によるもので昭和二十年頃には組合数一万余、保険に加入していた人は四千万人にも達するといふ発展をとげたのです。

が、戦後の社会的、経済的混乱に直面して健康保険の事業を休止したり、廃止したりする組合が続出し、昭和二十二年には組合数も保険に加入している人の数も半数近くに減るといふ実情でこのままではこの制度も全面的に崩れ去つてしまふという状態になつてしましました。

そこで翌二十三年に再建の措置として市町村公営を原則として住民の強制加入の建前をとるなどして根本的な改正を行ないました。

これによつて相当数の組合が市町村に保険事業を引き継ぐことになり、市町村が従来から行なつていた一般公衆衛生の仕事と表裏一体となつて、住民の健康保持と増進という大切な役目を果たすことになりました。

しかし国民健康保険の財政は療養給付費(治療費)の増加

などで苦しい状態が続き、その財政的措置として保険料にかえて国民健康保険税が徴収できるようになり、国、都府県の補助金を交付することなどの助成策がとられ保険財政の安定に大きな役目を果たすことになりました。

こうして主として農山漁村の住民を対象として出発した国民健康保険制度は財政安定の見通しをえて、今日では農山漁村にかぎらず都市においてもおよそ労働者、サラリーマンなど被用者以外のすべての国民を対象とする疾病保障制度の一つとして重要な地位を占めることになりました。

**東京都における健康
保険のうつりかわり**

東京都における国民健康保険も全国の動きと同じ過程をたどり、昭和二十三年の改正をきつかけに社会状況、経済状態の安定と国および都の施策強化と相まつて三多摩、島嶼地区に普及し現在北多摩郡の一部を除いて市町村のほとんどが保険事業を開始するに至つています。

都心部の二十三区は特殊な事情から実施されていませんが同種の業者による特別国民健康保険組合が設けられかなり堅実な実績をおさめています。現在特別区の早期実施に重点が置かれ、実態調査、医療費調査を行ない、諸問題の調査研究が行なわれています。

(以下次号)

北千住駅ご利用の皆様へ

北千住駅ご利用の皆様には施設が狭いためいろいろと迷惑をおかけしていますが駅前広場の環境を整備し、交通秩序と安全確保のためご協力を北千住駅では望んでいます。

- 1 歩行者は必ず歩道を歩いて下さい……
- 駅前広場のロータリーを一部改修し千住警察署の協力を得て新しく歩道をつくりましたから是非歩道をご利用下さい。
- 2 自動車は停車車の適正と安全速度を守つて下さい……
- 歩道に車をとめたり、スピードを出して運転する人が多いのでこれをやめましょう。
- 3 鉄道線路や構内貨物通路で遊ばないようにしましょう……
- 駅構内の線路や通路で遊ぶ小、中学生が多いのでその都度注意していますが、大きな事故のもととなりますから父兄や学校の方々に特に注意して下さい。
- 4 改札口の通り抜け問題について……
- 旭町方面と千住二丁目方面との交通は駅の地下道を通り抜けるのが近いので改札

口を乗車券や入場券を持たないで出入りするため最近遠距離まで不正乗車するものが多くなり駅の業務に支障するようになり他の駅や上局から厳重な注意がありましたので去る五月七日から通り抜けを止めていただくよう揭示その他でお知らせしご協力をお願いいたしますが、これは業務上正しい旅客を守るために行なつたことで国鉄としての方針でありますのでよろしくご了承下さい。

(北千住駅)

足立区の人 口

5月1日現在で配給台帳に登録されている人口は下表のとおりです () は前月比△は減 (消費世帯、生産世帯を含む)

世帯数	人 口		
	総 数	男	女
84,122 (520)	364,981 (2,407)	187,425 (1,535)	177,556 (872)